

改正

平成17年3月31日条例第19号

平成25年1月9日条例第1号

平成25年3月29日条例第25号

平成30年3月30日条例第8号

吹田市立山田ふれあい文化センター条例

(設置)

第1条 市民の集会、文化活動等の用に供し、もって市民相互の交流・ふれあい、市民の文化の振興及び市民の福祉の向上を図ることを目的として、文化センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立山田ふれあい文化センター

(2) 位置 吹田市山田東1丁目28番9号

(使用の許可)

第3条 吹田市立山田ふれあい文化センター（以下「文化センター」という。）の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 管理上やむを得ない事情があるとき。

(2) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に

定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第7条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第8条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に文化センターの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 使用の許可に関する業務

(2) 使用料の徴収に関する業務

(3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、文化センターの設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条から第5条まで、第6条第1項及び前2条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第10条 前条第1項の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成5年5月23日から施行する。ただし、第3条、第4条、第6条、第8条から第10条まで、第12条から第14条まで及び別表の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定（同条第2項から第4項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年7月1日以後最初に指定管理者の指定を行う場合におけるこの条例による改正後の吹田市立山田ふれあい文化センター条例第13条第2項の規定の適用については、同項中「規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、文化センターの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体」とあるのは、「現に文化センターの管理を行っている法人」とする。この場合において、当該法人は、規則で定めるところにより、指定の申請をしなければならない。

附 則 (平成25年1月9日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市立山田ふれあい文化センター条例別表の規定は、平成25年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日条例第25号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

文化センター使用料

(単位 円)

施設の名称等	使用時間等							個人使用の場合
	専用使用の場合							
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間	1人1時間につき
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	増すごとに	
クラフト室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	400	100
会議室(1)	900	1,000	1,000	1,900	2,000	2,900	300	
会議室(2)	900	1,000	1,000	1,900	2,000	2,900	300	
和室(1)	400	600	600	1,000	1,200	1,600	100	
和室(2)	400	600	600	1,000	1,200	1,600	100	
練習室	1,500	1,900	1,900	3,400	3,800	5,300	600	100
多目的 舞台を使	10,500	13,500	13,500	24,000	27,000	37,500	3,700	

ホール	用するとき								
	舞台を使用しないとき	4,500	7,500	7,500	12,000	15,000	19,500	2,200	100

備考

- 1 個人使用は、施設を他の使用者と共用することを前提として許可する。
- 2 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、別に市長が定める場合を除き、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、本表使用料の20割増しの額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。
- 4 別に市長が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。